

令和5年度「地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」審査要領

I 採択案件の決定方法

本事業における事業者の審査、評価及び選定を行うため、令和5年度「地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」審査委員会を置く。本事業の選定は当該審査委員の評価を平均した得点が高い者の中から予算の範囲内で、実施する取組や地域性等のバランスを総合的に勘案の上、採択先を決定するものとする。また審査の公平性の観点から、得点について統計処理を行うことがある。

II 審査方法等

〔審査体制〕

文部科学省総合教育政策局に設置された審査委員会において、企画提案書に基づき、審査を実施する。審査は、原則として5名以上の審査委員によって行う。各審査委員が実施した評価の結果については、採択決定の前にあらかじめ共有するものとする。

〔追加資料の要求〕

審査委員は、必要に応じて審査期間中に企画提案書のほかに、企画提案内容の詳細に関する追加資料の提出を求めることができる。

〔利害関係者の審査〕

1 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 1の①から⑥に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、⑦に該当する場合、文部科学省は審査委員会

に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

〔留意事項〕

審査委員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ・ 審査で知り得た情報を口外してはならないこと。
- ・ 競争参加者から何らかの不公正な働きかけがあった場合は文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課に申し出なければならないこと。

令和5年度「地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」における評価方法等について

I 採択案件の決定方法

令和5年度「地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」の委託先決定のため、申請のあった企画提案書について審査を行う。審査委員の評価を平均した得点の高い者の中から予算の範囲内で、実施する取組や地域性等のバランスを総合的に勘案の上、採択先として決定するものとする。なお、審査過程、各委員の審査結果については、非公開とする。

II 審査方法等

〔審査体制〕

文部科学省総合教育政策局に置かれた審査委員会において、企画提案書に基づき審査を実施する。

〔追加資料の要求〕

審査委員は、必要に応じて審査期間中に企画提案書のほかに、企画提案内容の詳細に関する追加資料の提出を求めることができる。

III 審査に係る評価項目

企画提案された事業の採否に当たっては、別添「評価項目」の「評価の観点」欄のそれぞれの項目に対して、「配分点」欄に記載の点数を上限として採点（「配分点の考え方」に沿って5段階で採点）し、各審査委員の合計点の平均点を企画提案の得点とする。

また、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価に係る評価基準として、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分による評価を行う。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点
- ・認定段階3＝3点
- ・プラチナえるぼし認定＝5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝1点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点

- ・トライくるみん認定＝2点
 - ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝2点
 - ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝2点
 - ・プラチナくるみん認定＝5点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
- ・ユースエール認定＝2点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0点

さらに、評価を実施した審査委員が付した意見、並びに地域性等のバランスを踏まえた相対的な観点からの評価を総合的に判断し、採択案件を決定するものとする。

ただし、各審査委員の合計点の平均点が、57点に満たないものは採択しない。または各評価項目（「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する評価項目」を除く。）の配分点が一つでも「やや不適當である」の配分点を下回った者は採択しない。

別添「評価項目」

○令和5年度「地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」

評 価 の 観 点		配分点	
評 価 項 目	【事業内容に関する評価】		
	1	地域の産業構造を踏まえた人材育成に関する課題を整理し、その解決に向け、コーディネーターを配置したうえで、域内の大学等が行うリカレント教育とのマッチングを図ることができる体制となっているか。	5点
	2	教育プログラムの適切な評価方法・体制の整備に向けて、企業等の観点から、受講の有用性等に関する評価方法を策定しているか。その評価結果に基づきプログラムを改善し、評価方法も適宜見直すといった好循環を構築する具体的な計画となっているか。	15点
	3	企業側における環境整備の促進に向けて、プラットフォーム内で企業側のリカレント教育に関する取組状況を共有する計画となっているか。	10点
	4	地域におけるリカレント教育の受講促進に向けた企業側の環境整備に関する指針等を明示する具体的な計画になっているか。	15点
	5	大学側においても当該指針等に対応した取組を推進できるような具体的な計画となっているか。	10点
	6	経営者層をターゲットにしたリカレント教育プログラム開発に向けて、大学等の協力を得た経営者向けプログラムを開発する具体的な計画となっているか。開発した当該プログラムを地域企業の経営者を集めて実施する具体的な計画となっているか。	20点
	7	地域におけるリカレント教育推進に向けた取組の普及啓発に向けて、プラットフォームにおける各取組の成果を効果的に普及啓発する具体的な計画となっているか。	10点
	8	事業全体の成果検証が適切な方法で実施される計画となっているか。	5点
【所要経費】			
9	経費の内容は明確かつ妥当であり、事業実施上必要不可欠なものとなっているか。過大な経費が計上されていないか。	5点	
【ワーク・ライフ・バランスの推進に関する評価項目】			

10	<p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点 ・認定段階3＝3点 ・プラチナえるぼし認定＝5点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝1点 <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点 ・トライくるみん認定＝2点 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝2点 ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝2点 ・プラチナくるみん認定＝5点 <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定＝2点 <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p>	5点
----	---	----

<配分点の考え方>

	大変優れている	優れている	やや優れている	やや不適當である	不適當である
5点満点	5	4	3	2	0
10点満点	10	8	6	4	0
15点満点	15	12	9	6	0
20点満点	20	16	12	8	0